

第21期福島県内水面漁場管理委員会
第1回委員会議事録

- 1 日時 令和3年2月4日(木) 13時30分から15時00分まで
- 2 場所 福島県庁 第1特別委員会室(福島市杉妻町2番16号)
- 3 出席者 (委員)熊田純道、猪俣昭夫、寺西博志、中沢重一、坂内由夫、松本秀夫、石井弓美子、片山亜優、長渡真弓、三木志津帆(WEB参加)
- (書記)平田 豊彦(水産課副課長)
村上 利佳子(水産課主事)
- (県側)松崎 浩司 農林水産部長
水野 拓治 水産課長(書記長)
成田 薫 水産課主任主査(書記)
鈴木 聡 水産課 技師
石田 敏則 水産事務所長
山廻邊 昭文 水産資源研究所長
山本 達也 内水面水産試験場長
- 4 議事 (1) 議案
議案第1号 会長・会長代理の互選について
議案第2号 内水面における水産動植物の採捕の許可の有効期間について(諮問)
議案第3号 令和3年度目標増殖量について
議案第4号 コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る内水面漁場管理委員会指示及び当該指示に基づく水域の指定について
- (2) 報告事項
福島県内水面漁場管理委員会のWEBサイトの開設について
- 5 会議
(1)開会
平田書記 定刻となりましたので、只今より第21期第1回福島県内水面漁場管理委員会を開催いたします。
委員の出席状況を御報告いたします。
本日は委員10名全員の御出席をいただいております。このうち、三木委員におかれましては、インターネットでの出席となっており、福島県内水面漁場管理委員会運営規程第3条第5項の規定に基づく情報通信機器を活用しての御参加となります。
よって、本委員会は漁業法第173条で準用する漁業法第145条第1項の規定により委員の過半数をもちまして成立いたしますことを御報告いたします。
開会にあたりまして、知事より御挨拶を申し上げます。

(2)知事挨拶
松崎部長

知事が出席できませんので、私、部長の松崎でございますが、代読をさせていただきます。

第21期第1回福島県内水面漁場管理委員会を開催するに当たり、御挨拶を申し上げます。

皆様には、日頃、内水面漁業の振興と地域の発展のため多大な御尽力を頂いており、深く感謝を申し上げます。

このたび、第21期委員に就任いただきました皆様には、今後4年間にわたり、漁場計画の樹立や漁業権免許など、内水面漁業の管理にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

さて、震災から間もなく10年が過ぎようとしている中、内水面漁業においては、原発事故に伴う出荷制限などにより、一部の漁業協同組合で、未だ活動を自粛せざるを得ない状況にあります。

この状況は、遊漁者や組合員の減少を招き、組合の経営を悪化させるだけでなく、これまで内水面漁業が担ってきた漁業、遊漁を通じた環境保全や地域振興への影響も懸念されることから、漁業協同組合の皆様を始めとする関係者と一丸となり、放射性物質のモニタリング検査による安全性の確保に努めてまいりました。この結果、放射性物質濃度が年々減少していることが確認され、昨年12月には、檜原湖と小野川湖のイワナ、ヤマメなどの出荷制限指示が解除されたところであります。

県といたしましては、今後も、関係者と連携を密にしながら、検査結果を積み重ねていくなど、内水面漁業の再開を後押ししてまいります。

委員の皆様におかれましては、豊かな御経験と優れた御見識によりの確かつ公平な漁場の管理・調整に務めてくださいますよう、お願い申し上げます。

結びに内水面漁業の発展と皆様の御健勝を心から祈念し挨拶といたします。

令和3年2月4日福島県知事内堀雅雄。

代読でございました。

今後4年間皆様どうぞよろしくお願い申し上げます。

(3)委員紹介
平田書記

ありがとうございました。

なお松崎農林水産部長には他の公務のため、ここで退席させていただきますことを御了承願います。

本日は、第21期の初めての委員会ですので、ここで委員の方々を御紹介申し上げます。

議長席側から、漁業を営む者を代表する委員、次に、漁業を営む者を除く水産動植物の採捕、養殖または増殖をする委員、最後に、学識経験がある委員の順で五十音順に御紹介申し上げます。敬称は省略させていただきます。

まず漁業を営む者を代表する委員であります。熊田純道委員です。

次に、水産動植物の採捕、養殖または増殖をする者を代表する委員を御紹介します。

猪俣昭夫委員です。

寺西博志委員です。

中沢重一委員です。

坂内由夫委員です。

松本秀夫委員です。

次に、学識経験がある委員を御紹介いたします。

石井弓美子委員です。

片山亜優委員です。
長渡真弓委員です。
今回、WEBで御出席の三木志津帆委員です。
続きまして、知事部局と内水面漁場管理委員会の職員を紹介いたします。
まず、知事部局を紹介いたします。
水産課長の水野です。なお水野は当委員会の書記長を兼務しております。
水産事務所長の石田です。水産資源研究所長の山廻邊です。内水面水産試験場長の山本です。
水産課技師の鈴木です。
次に内水面漁場管理委員会の職員を紹介いたします。
書記の成田です。
書記の村上です。
最後になりましたが、私は水産課副課長の平田でございます。当委員会の書記を兼務しております。よろしく願いいたします。

(4) 仮議長
選出
平田書記
次に、議事に入る前に、各委員の議席についてお諮りいたします。
ただいまの議席は便宜上、議長席から見て左側より漁業を営む者を代表する委員、次に、水産動植物の採捕、養殖または増殖を代表する委員、最後に、学識経験がある委員の順で五十音順に配置したものです。議席を現在のままでよろしいか、お諮りいたします。

各委員 (異議なし)

平田書記 異議なしとの御意見ですので委員会は、現在の議席のままとさせていただきます。

これより議事に入りたいと存じます。

会議の議長は委員会運営規程で会長が当たることになっておりますが、今回は最初の委員会で会長が決まっておりません。そこで皆様にお諮りいたしますが、会長及び会長代理が選任されるまでの間、水野水産課長を仮議長として議事を進めたいと存じますが、いかがでしょうか。

各委員 (異議なし)

平田書記 はい。ありがとうございます。
それでは水野課長に仮議長をお願いいたします。

水野課長 はい。それでは、仮議長をしばらくの間、務めさせていただきます。よろしくお祈りいたします。

(5) 議事録署名人の選出
水野課長 議事に先立ちまして、議事録署名人を選出いたします。
議長指名とさせていただきます。よろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

水野課長 はい。それでは、議事録署名人を寺西委員と長渡委員をお願いし、議事を進

めてまいります。よろしくお願いいたします。

(6)議題
水野課長 それでは、議案第1号「会長、会長代理の互選について」を議題といたします。

資料の1ページをご覧ください。

事前にお送りいたしました資料の1ページでございます。

根拠法令を示してございますが、会長につきましては、漁業法第173条で準用します。漁業法137条第2項の規定により、会長代理につきましては漁業法施行令第13条第2項の規定により、委員の皆様が互選することとなっております。

推薦等ありましたら、お願いしたいと思っております。

(坂内委員、挙手)

水野課長 坂内委員、お願いします。

坂内委員 会長は、宮城大学の片山委員を、会長代理は、木戸川漁業協同組合の代表の松本委員にお引き受けいただくのがよろしいかと思っております。

水野課長 はい。今ほど坂内委員の方から会長・会長代理について推薦いただきましたが、他に御意見等、ございますでしょうか。御推薦ということでしたが、片山委員、松本委員の御異議がなければ、皆さんの採決することとしたいのですが、両委員よろしいでしょうか。

片山委員 はい。

松本委員 はい。

水野課長 よろしいですか。今、坂内委員の方から御推薦のありました、宮城大学の片山委員、それから木戸川漁協の松本委員ということで会長、会長代理ということで、よろしいでしょうか。賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

各委員 (全員挙手)

水野課長 はい。WEB参加の三木委員含めて全員賛成ということで、会長については、片山委員、それから会長代理については、松本委員とすることに決定いたしました。会長が決定しましたので、仮議長の任を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

平田書記 ありがとうございます。片山会長には議長席に御着席をお願いいたします。それでは、片山会長に就任の御挨拶をお願いいたします。

片山会長 このたび会長を引き受けることになりました片山です。よろしくお願いいたします。

このような大役は初めてで身の引き締まる思いもありますが、至らぬ点もあると思っておりますがよろしくお願いいたします。東日本大震災より、来月で10年を迎えますが、まだまだ福島県の市民生活や漁業においては苦しい状況が続い

ると、伺っております。

この委員においては、今期4年ではございますが、委員の皆様の御協力のもと、この内水面漁場管理委員会が少しでも本県の内水面漁業、養殖業の復興に貢献していけるように、忌憚のない意見を交わしていただきたいと思います。

以上簡単ではありますが、新任のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

平田書記

ありがとうございました。これからの議事につきましては、福島県内水面漁場管理委員会運営規程に基づき会長に議長をお願いいたします。それでは会長よろしくお願いいたします。

片山会長

はい。それでは、議案第2号の「内水面における水産動植物の採捕の許可の有効期間について」を議題といたします。

知事から諮問されておりますので、詳細について、知事部局から説明をお願いいたします。

水野課長

はい。それでは、議案第2号内水面における水産動植物の採捕の許可の有効期間につきまして御説明いたします。

資料の3ページをお開きください。資料の3ページ右上に議案第2号と記してございますけれども、令和3年1月14日付けで知事より貴委員会に、諮問いたしました諮問文の写しでございます。

資料4ページをお開きください。今回お諮りします、採捕許可の有効期間についての概要をまとめたものでございます。内水面におきます水産動植物の採捕の許可につきましては、福島県漁業調整規則第33条第5号に基づきまして、投網、四ツ手網、長袋網に係る許可の有効期間を3年から1年以内とし、これに係る取扱方針の第5の規定を改正するものでございます。令和2年12月1日に施行されました改正漁業法に基づく新しい福島県漁業調整規則の施行前につきましては、福島県内水面漁業調整規則によりまして、漁業権のない河川等の内水面で許可を必要とする漁法で採捕したものにつきましては、漁業調整及び水産資源の保護培養上の理由から、昭和56年に制定いたしました取扱方針の規定によりまして、投網、四ツ手網、長袋網に限定して許可の有効期間を基本の3年から1年以内に短縮して取り扱ってまいりました。震災前の許可実績といたしましては年間約50件でございましたが、震災後につきましては、年間4～8件となっており、今後も許可の件数等については流動的と考えられるところでございます。今後も採捕者の動向把握しながら許可を取り扱う必要がありますことから、昨年令和2年12月1日の新しい福島県漁業調整規則の施行後におきましても、新しい規則に基づき、従前と同様に3つの漁法について許可の有効期間を1年以内に短縮したいと考えてございます。

資料の5ページをお開きください。この短縮につきましては、内水面における水産動植物の採捕の許可等に関する取扱方針として定めることとなりますので、昨年12月に設定いたしました取扱方針を今回1年以内として定めるものを、左側が改正後、右側が現行ということで対比したものでございます。下線を引きましたとおり、3年になっているものをここの第5の部分で1年以内に狭めるというふうになってございます。それから、次の6ページ以降については、改正内容を反映した改正後の取り扱い方針を添付してございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

片山会長 ただいまの説明につきまして御質問、御意見等ありましたら発言をお願いいたします。ありますでしょうか。

はい。お願いします。

中沢委員 中沢でございます。私、初めての会議ですから、ごく初歩的な質問で申しわけないのですが、この資料の方針案の7ページ、用語でちょっとわからなかったので教えていただきたいのですが、第7の1行目です。許可の統数は1人につき1漁具、1ヶ統というところの、この統数という用語の意味がよくわからないので教えていただきたいです。

水野課長 統数、1ヶ統という数え方につきましては、一つの操業について漁具の集合体というようなことで、例えば、まき網の漁業に船が4～5隻で一船団というようなことで、漁法については1張りとか、1式が1ヶ統となる漁具の単位ということで御理解ください。

片山会長 他に御質問、御意見ありますでしょうか。

各委員 (なし)

片山会長 他に御質問もないようですので、採択に移りたいと思います。
議案第2号「内水面における水産動植物の採捕の許可の有効期間について」は、「異議なし」で答申することについて、賛成の委員の皆様は挙手をお願いいたします。

各委員 (全員挙手)

片山会長 三木委員も賛成と確認しましたので、よって全会一致で「異議なし」で答申することを決定させていただきます。

なお答申文については、御手元にある、資料9ページの答申文案の記の欄に「諮問のとおり有効期間とすることに異議ありません」と記載して知事に答申することとします。

それでは次の議案第3号「令和3年度目標増殖量について」を議題といたします。

これは当委員会が決定するものですので、詳細について、事務局から説明をお願いいたします。

成田書記 はい、議長。内水面漁場管理委員会書記。

片山会長 内水面漁場管理委員会書記お願いいたします。

成田書記 委員会書記の成田です。

議案第3号「令和3年度目標増殖量について」御説明いたします。

資料10ページ「目標増殖量について」をご覧ください。

まず、「1. 目標増殖量の概要」ですが、漁業権とは、漁業法に基づき行政庁の免許により、一定の水面において排他的に一定の漁業を営む権利です。県

内の主な河川湖沼では、内水面漁業協同組合に対し第五種共同漁業権が免許されており、

(2) 免許の要件ですが、漁業法第168条により、当該内水面において増殖をする場合でなければ、免許してはならない旨が規定されているため、増殖の義務が生じます。

目標増殖量とは、第五種共同漁業権の免許を受けた者が計画的に増殖を行うよう、内水面漁場管理委員会が、毎年、次年度の増殖すなわち放流しなければならぬ量を漁業権者に示し、かつ、委員会名で県報に登載して公示することとなっております。

次に、「2. 県内合計増殖実績」ですが、これは平成22年度から平成31年度までの、魚種ごとの増殖実績を県全体で集計したものです。

表の左側の太線で囲んだ部分は、平成31年度の目標増殖量、それから、右側の太線で囲んだ部分、表の1番右端につきましては、その目標増殖量に対する達成率をそれぞれ示しております。

震災後、全魚種とも放流数量は激減しましたが、平成31年度は、アユ、イワナ、ヒメマス、ワカサギの4つの魚種で、目標増殖量を達成しております。

次に、漁業権漁場毎に集計したものを、11ページから13ページに、お示ししております。

11ページ目になりますが、多くの浜通りの河川、阿武隈川では、原子力災害の影響により、漁業権の行使及び遊漁の実施が制限され、目標増殖量を達成できない状況が続いております。

これら以外の、明確な理由がなく目標増殖量を達成していない漁協につきましては、個別に指導をしているところであります。

それでは、資料の14ページをご覧ください。

令和3年度目標増殖量について、事務局案を御説明いたします。

まず、平成31年度までの目標増殖量決定の経過ですが、真ん中中程の表になります。平成19年度に漁協経営の悪化を受けまして、全魚種の目標増殖量を平成16年度の70%とされました。平成22年度には遊漁者の減少が顕著のアユについて、平成16年度の50%とされました。平成26年度は、震災後ということもあり、大きく見直す状況ではないため、漁業権切替に伴う漁場調査に基づき、限定的な見直しを行いました。以降、平成27、28年度は同数量とし、平成29年度は伊北地区非出資漁業協同組合、平成31年度は、南会津西部非出資漁業協同組合が、ウグイの一部を種苗放流から産卵場造成に振り替えたことのみの変更とされました。令和2年度につきましては、平成31年度と同数量としております。

次に、資料の16ページお開きください。「令和3年度目標増殖量に係る検討資料」をご覧ください。

「1. 組合員数の推移」ですが、図1をご覧ください。

県内の内水面漁業協同組合の組合員数は、平成9年度以降年々減少し、震災が発生した平成22年度には15,000人を下回り、平成31年度は、12,000人余で、対平成22年度比は81%となりました。

次に、「2. 遊漁承認証の販売実績」ですが、図2をご覧ください。

県全体での販売実績を示したものでございます。点線が年券、破線が日券、実線が年券と日券の合計枚数となっております。

年券と日券の合計枚数を見ますと、震災が発生した平成22年度は、12万4千枚でしたが、震災により急激に減少し、平成24年度には7万8千枚とな

りました。平成25年度以降は回復傾向にあります。平成31年度は、10万2千枚まで回復し、対平成22年度比86%となりました。

次に「3. 基本収入及び増殖経費」ですが、図3をご覧ください。基本収入は、賦課金、行使料、それから遊漁料の合計でございます。増殖経費は採捕ふ化費、種苗費、放流費それから河川管理費の合計を表しております。県内漁協のこれらの数あたりにつきまして合計金額を示しております。震災により、多くの漁協で増殖事業や、遊漁承認証の販売が制限されたことから、基本収入、増殖経費とも減少し、平成24年度から基本収入が増殖経費を下回っております。

それでは、14ページ戻っていただきまして、下段の2番、令和3年度目標増殖量の事務局案について御説明いたします。

漁協組合員数は減少傾向が継続しております。平成31年度までの直近10か年は、ピーク時の半数以下で低迷していること、それから、県内の遊漁承認証販売実績は、震災後大きく減少し、回復傾向にあるものの十分ではありません。また、震災後、増殖経費が基本収入を上回る状況が継続しています。

加えて原子力災害の影響について、令和2年度現在も浜通りの一部に避難指示が出されている他、一部の河川においてはヤマメ、イワナの出荷制限が継続しております。また、コロナウイルス感染症の拡大による、遊漁者の入込み減少の影響で経営が厳しい状況の漁業協同組合も多い状況と考えられます。しかしながら、遊漁者の数の回復が十分でない中、目標増殖量を削減することは、更なる組合員・遊漁者の減少を招き、漁協の減収に繋がる恐れがあることから、令和3年度目標増殖量は令和2年度と同様の数量としまして、今後の経過を注視していくことを事務局として提案いたします。

なお、西会津地区非出資漁業協同組合からウグイ増殖に係る事業計画の提出がございました。産卵場造成から稚魚放流による増殖計画が提案されたことにつきまして、妥当と判断し、当該の目標増殖については、産卵場造成から種苗放流に戻すものとしております。

17ページをご覧ください。各漁協に対する通知文案を示しております。

文章の3段落目に、「なお、漁業権の行使が制限されている実情を鑑み、目標増殖量の達成が困難な場合には、県と協議した上で対応されますようお願いいたします。」とありますように、避難指示区域等、遊漁その他に制限を受けている漁協に対しまして、その運用につきましては、弾力的に対応するために、このような文言付して通知したいと考えております。なお、この文言は平成24年度の目標増殖量の通知から、付しているものでございます。

最後に、18ページをご覧ください。

こちらが全漁協の令和3年度目標増殖量につきまして、福島県報に登載する告示文案を示しております。参考をご覧ください。

以上で御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

片山会長

ただいまの説明につきまして御質問の御意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

猪俣委員お願いいたします。

猪俣委員

関連することでお聞きしたいところがあるのですが、実は放流実績として、現在のところ稚魚放流とか、産卵場っていうような形になっているのですが、発眼卵の放流っていうのは実績としてなっていないかと思えます。

今後、発眼卵の放流を放流実績として、見る事ができるような可能性はあるのでしょうか、お願いいたします。

成田書記

はい、議長。内水面漁場管理委員会書記。

お答えいたします。発眼卵による放流手法の検討でございますが、過去におきましては、放流技術開発として、内水面水産試験場の方でも取り組んできた経過がございます。

その当時の検討になりますけれども、稚魚放流と発眼卵放流とで、増殖事業として、どのように換算できるか検討した経過がございました。その当時の判断としましては、発眼卵放流というものを目標増殖量の手法としては、採用に至らなかったという検討経過がございました。

なお、直近の知見等につきましては、改めて確認の上、検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

猪俣委員

ありがとうございます。

釣り人の立場からお話しますと発眼卵の放流っていうのは実にいいやり方かなと思っています。ごく自然に近いような形で放流ができるっていうのは自然に寄り添った放流の仕方と思っています。

沼沢湖でも、ヒメマスが発眼卵放流っていうので少しだけやってはいるのですが、その結果を見ますと、発眼卵から稚魚が流下するまでかなりうまくいっているのではないかと考えています。

イワナの場合もそうなのですが、うちの方では、その昔、かなり昔ですが、湧いて出てくると言われるくらい、いっぱいいました。現在の放流状況では、そういうのはかなり無理に近いかと思っております。

その中に発眼卵放流っていう放流の仕方も、放流実績として上がるのでしたらかなり有効な手段かなと思っていますので、ぜひ検討していただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

片山会長

ありがとうございます。

他に御意見御質問ありますでしょうか。

中沢委員

はい。中沢です。

質問というより、なかなかお答えできないところだと思うのですが、11ページに、これまでの増殖の実績が記載されておりますが、原発の影響を受けたところは増殖ゼロで、新田川とか、私の所属する阿武隈もそうなのですがほとんどゼロという数字になっています。一方、中8ページには、目標の増殖量ということで、それぞれの河川、数値が上がっています。いずれも、原発の影響があって、実績がこのような形になっていると思っておりますが、今後、この辺で今、実際ゼロの河川や、影響の受けた河川でも、このような増殖活動や見通しは、どのようなものかお答えしていただければと思います。以上です。

片山会長

事務局お願いたします。

水野書記長

はい。事務局でございます。今年度も引き続き目標増殖量、まだ事業が再開されていない漁業権漁場についても増殖量を定める案をお示ししております。

これらの河川につきましては、これまでも、緊急時モニタリングという形で

データを把握しながら、次の解除に向けて検討しているところでございます。
令和3年度内に、事業が再開できるような思いも込めつつ、この数字を定めておきまして、先がどうかという部分はなかなかお答えできないところですが、今、モニタリングでデータをつかみながら、速やかに、事業再開ができるような形をとっていきたいと考えております。
そのために、この目標増殖量を定めているところでございます。

中沢委員 ありがとうございます。
事業が再開されれば、組合員の減少とか、釣り券の発券数とか、その辺に寄与できるものだと思いますので、ぜひとも、よろしくお願いいたします。

片山会長 ありがとうございます。他に質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは議案第3号「令和3年度目標増殖量について」をお諮りいたします。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

各委員 (全員挙手)

片山会長 はい。三木委員も賛成と確認いたしましたので、全会一致で議案第3号「令和3年度目標増殖量について」を原案のとおり決定いたします。
なお、本決定につきましては、県報に告示するとともに、関係者に通知することといたします。よろしくお願いいたします。
続きまして、議案第4号「コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る内水面漁場管理委員会指示及び当該指示に基づく水域の指定について」を議題といたします。
議題に入る前に詳細について、事務局から説明をお願いいたします。

成田書記 議長。内水面漁場管理委員会書記。

片山会長 内水面漁場管理委員会書記をお願いいたします。

成田書記 議案第4号「コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る内水面漁場管理委員会指示及び水域の指定について」御説明いたします。なお、以下コイヘルペスウイルス病を「KHV病」と省略して説明いたします。

資料19ページをご覧ください。

「1. KHV病とは」ですが、KHV病はコイだけに感染し死亡率が高く、養殖業等に多大な被害をもたらすため、持続的養殖生産確保法に基づく特定疾病に指定されております。

「2. 全国及び県内におけるKHV病の発生状況」ですが、図1に全国の発生状況を示しております。平成15年11月に茨城県で発見され、平成16年には910件と多くの発生が見られました。その後の発生件数は減少傾向で、平成31年は、27件となっています。県内の発生状況につきましては、図2をご覧ください。本県におきましては、平成16年に阿武隈川及び釣り堀において発生が確認されました。そのため、平成16年7月9日付けで、当委員会、阿武隈川本支流についてのコイの持ち出し禁止、公共用水面等への放流の制限、遺棄の禁止について指示を発動し、現在まで継続しております。その

後、県内における発生件数は、平成17年に18件に増加したものの、当委員会の指示事項の遵守、養殖業者の防疫対策の徹底などにより減少し、平成21年から平成29年までは、発生が見られておりませんでした。平成30年には1件、10月に相双地方の公園の中の池で発生が確認されましたが、平成31年、令和2年は発生が見られませんでした。

次に、「3. コイの内水面養殖業収穫量」についてですが、図3をご覧ください。これは、平成14年から、平成31年までの、コイの全国及び本県内水面養殖業収穫量を示しており、面グラフで表しているものが全国の収穫量、棒グラフが、福島、茨城、群馬をそれぞれ示しております。福島県は平成14年、15年は茨城に次いで全国2位でしたが、平成16年のKHV病発生以降、平成21年までは福島県が全国で1位でした。近年、再び茨城県が全国1位となり、次いで福島県となっており、福島県は全国有数のコイ養殖業の県ということがわかります。

最後に「4. 既発生水域について」ですが、国のコイヘルペスウイルス病防疫指針において、既にKHV病が発生した水域を既発生水域と位置づけておまして、福島県では、阿武隈川水系を既発生水域に指定しております。

事務局としましては、県内では平成30年に1件発生したこと及び全国的に発生事例がまだあることを踏まえまして、引き続きまん延防止のため、指示、告示の継続が必要であると考えております。

資料20ページをご覧ください。

こちらが御審議いただく指示・告示の原案を示しております。

指示の内容は指定水域からの持ち出しの禁止、放流の制限、遺棄の禁止、試験研究の適用除外となっております。指示の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までです。資料の後段の部分につきましては、指定の水域を定める告示を示しております。指定水域は、阿武隈川本流及び支流としております。

なお、指示及び指定水域の継続につきましては、本委員会に諮ることを阿武隈川の漁業権者である阿武隈川漁業協同組合及び県南鯉養殖漁業協同組合に事前に通知をしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

片山会長

ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして御質問、御意見等ありましたら発言をお願いいたします。

各委員

(なし)

片山会長

質問等よろしいでしょうか。

質問がないようなので、議案第4号「コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る内水面漁場管理委員会指示及び当該指示に基づく水域の指定について」をお諮りいたします。

ただいま事務局から説明したとおり、委員会指示を1年間延長して発動することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

各委員

(全員挙手)

片山会長

はい。三木委員も賛成と確認しましたので、全員一致とします。

議案第4号「コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る内水面漁場管理委員会指示及び当該指示に基づく水域の指定について」を原案のとおり決定いたしました。

本決定につきましては、県報に登載するとともに、関係者に通知することとします。また、今後、他水域へ感染の拡大が確認された場合、早急に対応する必要があるかと思いますので、新たな水域の指定につきましては、福島県内水面漁場管理委員会運営規程第12条第2項の規定に基づき、会長の専決事項として取り扱うこととしたいと存じますが、委員会の皆様よろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

片山会長

なお、新たに水域が指定された場合は、委員会で御報告いたします。

では引き続き報告事項に移ります。

報告事項、福島県内水面漁場管理委員会のWEBサイトの開設について事務局より報告をお願いいたします

成田書記

議長。内水面漁場管理委員会書記。

片山会長

内水面漁場管理委員会書記お願いいたします。

成田書記

はい。報告事項、福島県内水面漁場管理委員会のWEBサイト開設について御報告いたします。

資料の21ページをお開きください。

目的としましては、改正漁業法の施行により、委員会の議事録をWEB等で公開する必要が生じたこと、また、委員会の役割、内容を広く県民に周知するために、福島県のWEBサイト内に福島県内水面漁場管理委員会のWEBサイトを新たに、開設するものです。運用開始は平成30年2月中を予定しております。

掲載内容につきましては、1. 福島県内水面漁場管理委員会について、委員会の役割の説明と、委員の名簿を掲載いたします。2. 委員会の開催状況として、次回開催予定の案内と本日の委員会以降につきましては、議事録を掲載いたします。3. 委員会指示につきましては、これから出す各指示の内容につきまして、掲載をいたします。

以上で報告を終わります。

片山会長

はい、ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御質問、御意見ありましたら発言をお願いいたします。

各委員

(なし)

(6)閉会

片山会長

質問がないので、以上で御案内しておりました議事すべて終了いたします。議長の任を終わらせていただきたいと思います。御協力ありがとうございました。

平田書記

会長ありがとうございました。

ここで、一つ資料の訂正がありましたことを御報告させていただきます。

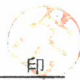
本日お配りしました第21期福島県内水面漁場管理委員会の委員の名簿ですが、ウの学識経験があるものを、石井由美子氏のふりがなのふり方が間違っていてお名前のところ「み」が一つ多く入っていたところ訂正させていただきます。石井委員本当に申しわけありませんでした。


では委員の皆様には本日、午前中から長時間にわたりこちらの方で御審議も含めてありがとうございました。

以上をもちまして第21回第1回福島県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。

以上、議事録に相違ないことを証するため、署名・押印いたします。

令和3年3月30日

会 長 片山 亜優 

議事録署名人 寺西 博志 

議事録署名人 長渡 真弓 